最終更新日：2018年12月28日
株式会社ブロンコビリー
竹市　克弘
問合せ先：052-775-8000
証券コード：3091
http://www.bronco.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、全員経営、衆知経営、自主責任経営で全従業員が経営者意識を持って経営することをモットーとしております。その上で、コンプライアンスを重視し、コーポレート・ガバナンスを充実するために、株主を始めとするステークホルダーに対する経営責任と説明責任を明確にするとともに、収益力の向上と企業価値の増大を目指して経営に努めております。

上記の方針に基づき、社内の統治体制を確立し、徹底していくため、以下の施策を講じることとしております。

1．経営組織に拡大に伴い、意思決定が遅れないようなフラットな組織の構築
2．自主点検に基づく法令、規程等の遵守
3．ステークホルダーへの情報開示の適時性、適正性及び透明性
4．相互に指摘・改善を行いながら牽制機能を強化

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1－2－4　株主総会における権利行使】

当社の株主構成に占める機関投資家、海外投資家の比率は相対的に低いと考えております。また、株主総会において、相応の議決権の行使をいただいております。そのため、議決権電子行使プラットフォームの利用や株主総会招集通知の英訳は行っておりません。今後につきましては、機関投資家、海外投資家の比率の動向を勘案し、株主の利便性も考慮し、議決権の電子行使を可能とするための環境及び招集通知等の英訳化を進めてまいります。

【補充原則3－1－2　情報開示の充実】

当社の株主構成に占める海外投資家の比率は相対的に低いと考えております。そのため、英語での情報開示・提供は行っておりません。今後につきましては、海外投資家の比率の動向を勘案し、必要に応じて検討してまいります。

【補充原則4－1－2　取締役会の役割・責務】

当社は、単年度の数値目標のみを開示しております。中期経営計画につきましては原料価格の上昇や風評被害等、外的要因により業績が大きく影響するため、具体的な数値目標は開示しておりません。

【補充原則4－1－3　取締役会の役割・責務】

最高経営責任者の後継者の具体的な計画はございません。取締役会における後継者選定の方針としては、企業理念に基づき当社の成長と中長期的な企業価値向上に資する人格・識見・実績を総合的に勘案して、適当と認められる者の中から選定することとしています。後継者計画を策定・運用する場合には、取締役会が積極的に関与してまいります。

【補充原則4－3－3　取締役会の役割・責務】

当社は、社長やＣＥＯを解任するための客観性・適時性・透明性ある手続を明確に確立しておりませんが、社長やＣＥＯの指名、報酬に関し社外取締役が関与できる体制を検討してまいりたいと考えております。

【補充原則4－10－1　任意の仕組みの活用】

当社は、独立社外取締役を2名選任しており、豊富な経験、高い見識及び専門的な知識を活かして、取締役会や各取締役へ意見を述べるとともに、必要に応じて助言を行っております。任意の諮問機関としての委員会は設置しておりませんが、現時点では、取締役会の場において、独立社外取締役から適切な関与・助言を得られていると考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1－4　政策保有株式】

当社は、発行会社との取引関係の維持・強化等の政策上の目的で、上場株式を保有します。取締役会において、定期的に保有している上場株式について、取得価格と時価との比較、取引の動向、受取配当金の状況等の検証を行い、全ての銘柄について保有の必要性の確認を行います。

議決権の行使につきましては、会社提案議案が明らかに株主価値を毀損すると考えられる場合を除き、当該株式発行会社の取締役会の判断を尊重し、肯定的に議決権を行使します。

【原則1－7　関連当事者間の取引】

当社は、役員や主要株主との取引を行う場合には、当該関連当事者間の取引が当社や当社の株主共同の利益を害することのないよう、あらかじめ取締役会の承認を得るものとしております。また、当社の役員に対して、年1回、関連当事者間の取引の有無について調査を実施しており、関連当事者間の取引について管理しております。

【原則2－6　企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、企業年金制度を導入しておりませんが、従業員の資産形成のため確定拠出年金制度を導入しております。

【原則3－1　情報開示の充実】

（ⅰ）経営理念等は、当社ホームページにて開示しております。

（ⅱ）本報告書「1．基本的な考え方」に記載しております。
（ⅲ）取締役及び監査役の報酬等につきましては、株主総会で承認された取締役及び監査役それぞれの報酬総額の範囲内で決定しております。取締役の報酬は、業績貢献や業務執行状況を勘案して決定しております。監査役の報酬等につきましては、監査役の協議により決定しております。
（ⅳ）取締役候補者の指名にあたっては、企業理念に基づき当社の成長と中長期的な企業価値向上に資する人材を候補者として指名し、取締役会にて決定しております。また、社外取締役については、各分野における豊富な経験・知見を有し、中長期的な企業価値向上への助言や経営の監視など、専門的かつ客観的な視点からその役割・責務を果たすことができる人材を候補者として指名し、取締役会にて決定しております。なお、取締役として職務執行に不正または重大な法令・規則違反等があった場合は、取締役会で審議の上、解任することとなります。
監査役候補者の指名にあたっては、当社事業に関する理解、財務・会計、会社法をはじめとする知見などを有しているかを総合的に判断して候補者を指名し、監査役会の同意を得たうえで取締役会にて決定しております。また、社外監査役については、各分野における豊富な経験・知見を有し、経営全般を監視して取締役会の透明性を高めるとともに企業価値の向上に貢献できる人材を候補者として指名し、監査役会の同意を得たうえで取締役会にて決定しております。
（ⅴ）取締役及び監査役候補者につきましては、個々の選任理由を定時株主総会招集通知に記載しております。

【補充原則４－１－１　取締役会の役割・責務】
当社の取締役会は、法令・定款・取締役会規程に定められた事項について審議し決定しております。また、当社の職務執行に関する各職位の決裁権限と責任を明確にするため職務権限規程を定め、迅速な業務執行を行っております。

【原則４－９　独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
当社は、会社法及び東京証券取引所の定める独立性の基準に加え、当社独自の「社外役員の独立性に関する基準」を定めております。また、独立社外取締役は、豊富な経験及び高い見識を有して、中長期的な企業価値向上への助言や経営の監督など専門的かつ客観的な視点からその役割・責務を果たすことができること、及び一般株主との利益相反を生じさせる恐れがないことを重視し選任を行っております。「社外役員の独立性に関する基準」につきましては、株主総会招集通知に記載しております。

【補充原則４－11－１　取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
当社の取締役会は、取締役10名で構成しており、当社の経営課題を審議するうえで適切な規模と考えております。また、その内訳は、経験・見識が豊富で高い専門性を有する弁護士と、豊富な経験と幅広い見識かつ優れた経営経験を有する社外取締役の２名と当社の経営、事業に関する様々な経験と専門知識を有する代表取締役１名を含む取締役８名であり、知識・経験・能力のバランス、多様性のある構成になっております。

【補充原則４－11－２　取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
当社は、「株主総会招集ご通知」及び「有価証券報告書」において、取締役・監査役の他の上場会社との兼任状況を毎年開示しており、その兼任状況は合理的な範囲と判断しております。

【補充原則４－11－３　取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
当社では、平成29年12月に取締役会の実効性評価アンケートを取締役・監査役全員を対象に実施、その集計及び分析の結果、取締役会全体の実効性については、概ね適切に確保されているという評価結果となりました。また、個別項目としては、取締役への継続的なトレーニング、中期経営計画の策定及びその議論のための資料・データの充実等がありましたので、今後はこれらの項目について対策を講じて、一層の取締役会の実効性向上を目指してまいります。

【補充原則４－14－２　取締役・監査役のトレーニング】
当社では、取締役及び監査役に対して役割・責務を果たすため、必要に応じて当社費用負担のもと、外部研修へ参加し、情報収集及び知識習得を行っております。また、社外取締役及び社外監査役就任時には、会社概要、事業戦略、財務状況等の基本的な情報提供と説明を行い、役割・責務を果たすにあたって必要な知識習得を支援しております。

【原則５－１　株主との建設的な対話に関する方針】
当社のIR活動は、取締役経営企画部長が統括し、経営企画部経営企画課が担当しております。機関投資家に対して、半期毎に決算説明会を開催し、その際に使用する決算説明資料は、当社のウェブサイトに掲載し、ディスクロージャーに努めております。さらに、四半期決算時にも決算補足資料を作成・開示する他、個別取材やスモールミーティング等も積極的に実施しております。また、個人投資家に対しても、証券取引所等が開催するIRイベントへも積極的に参加し、当社に対する理解度向上に努めております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
株式会社ストロングウィル	3,795,600	25.18
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	759,700	5.04
ブロンコビリー従業員持株会	447,300	2.96
竹市靖公	368,100	2.44
株式会社トーカン	365,400	2.42
竹市克弘	339,100	2.25
竹市啓子	338,000	2.24
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	280,300	1.85
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	280,000	1.85
株式会社十六銀行	200,000	1.32

支配株主（親会社を除く）の有無	―――

親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部
決算期	12 月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
平野　曜二	弁護士											○
森田　直行	他の会社の出身者								○			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
平野　曜二	○	該当事項はありません。	弁護士としての経験が豊富で、法律の専門家の立場から、当社の経営全般に対して提言をしてもらうことにより、当社のコーポレート・ガバナンス強化が期待できると判断しております。 また、当社が定める社外役員の独立性の基準を充たし、東証が定める独立性の要件を充たしているため、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に選任しております。

森田　直行	○	当社は森田直行氏が取締役を務める株式会社ＮＴＭＣにコンサルティング契約を締結し報酬を支払っておりますが、多額の金銭その他の財産に該当するものではありません。	企業経営等の豊富な経験や実績、幅広い知識と見識を有し、当社の経営戦略に対し様々な観点から意見、助言を期待できると判断しております。 また、当社が定める社外役員の独立性の基準を充たし、東証が定める独立性の要件を充たしているため、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	3 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人である有限責任あずさ監査法人と定期的に意見交換を行うなど、会計上や業務上の課題等に関して、連携しながら監査を行い、財務報告の信頼性の確保、内部統制の充実に努めております。
また、監査役は、内部監査室からの業務監査に対する報告書をチェックするとともに、定期的な報告会議を実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
遠山　昌夫	他の会社の出身者													○
岩村　豊正	公認会計士													○

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由

遠山　昌夫		該当事項はありません。	上場企業の経営者としての長年の経験に基づく、的確な助言や指導をいただくには適任であると判断し選任しております。
岩村　豊正		該当事項はありません。	公認会計士としての専門的な知識・経験等に基づく、的確な助言や指導をいただくには適任であると判断し選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

取締役の企業業績向上へのインセンティブ効果や株主重視の経営意識を高めることを目的として、従来の取締役報酬等の額とは別枠にて、取締役（社外取締役を除く）に対して、株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を年額100百万円以内の範囲で割り当てることとしております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役

該当項目に関する補足説明

企業価値の持続的な発展、すなわち株価をより意識した経営を推進する目的で、取締役（社外取締役を除く）の業績向上と株価上昇への意欲や士気を高めることを目的として、株式報酬型ストック・オプションを導入しております。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役に支払った総額と監査役に支払った総額を記載しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役及び監査役の報酬額は、取締役全員及び監査役全員の報酬限度額を株主総会の決議により決定し、各取締役の報酬額は,取締役会の授権を受けた代表取締役が、業績貢献や業務執行状況を勘案して決定し、各監査役の報酬額は、監査役の協議により決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

現在、社外取締役及び社外監査役の職務を補佐する専任スタッフはおりませんが、緊急時の情報伝達及び取締役会開催に際しての資料の事前配付に関しては、必要に応じて経営企画部がサポートしております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社のコーポレート・ガバナンスの施策の実施状況は、以下のとおりであります。

1．取締役会

取締役会は、社外取締役（非常勤）2名を含む取締役10名で構成されており、定時取締役会は通常毎月第2金曜日に開催、また必要に応じ適宜開催し、付議事項の決議ならびに経営上の重要な事項を審議しております。経営上の意思決定、取締役の業務執行の監督及び迅速化に努め、経営の透明性、客観性の確保を図っております。

なお、当社の取締役は10名以内とする旨及び取締役の責任免除を取締役会決議できる旨を定款で定めております。

また、当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、及び累積投票によらない旨を定款で定めております。解任決議は、議決権を行使することができる株主の過半数の株主が出席し、

その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。

2．監査役監査

監査役会は、社外監査役（非常勤）2名を含む監査役3名で構成されており、定期的に監査役会を開催し監査役相互の連携強化に努めております。また、毎月取締役会に出席し、各業務の審議過程ならびに遂行状況を監査し、適法性の確保に努めております。

なお、当社の監査役は3名以内とする旨及び監査役の責任免除を取締役会決議できる旨を定款で定めております。

さらに、内部監査担当者と連携して、共同監査を行うなど積極的に情報交換を行うなどして、コンプライアンス強化に努めております。

具体的には、監査役会が定めた年度監査方針に基づき、取締役会及びその他の重要な会議に出席し、取締役、従業員の業務遂行の状況聴取、各部門及び店舗の業務調査を行うとともに、重要な決裁書類等の閲覧、決算書類の監査、株主総会提出議案及び書類の監査、会計監査人の監査に立会い報告を受け、意見を聴取する等の監査を行っております。

3．内部監査

当社は、内部統制の有効性及び業務実態の適正性について、内部監査室（1名）が各部門から独立した社長直轄組織として、年間の監査実施計画に基づいて、各部門及び店舗の規程・マニュアル等に沿った業務の推進状況、ＱＳＣの実施状況を監査し、必要な改善指導を各部門と連携して行っております。

また、内部監査は、監査役監査及び会計監査人と有機的に連携するよう、内部監査結果について監査役に報告し、必要に応じて会計監査人にも報告しております。

4．会計監査人

会計監査人として、有限責任あずさ監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から会計に関する監査を受けております。

なお、平成29年12月期において監査業務を執行した公認会計士及びその他監査業務に係る補助者の構成は次のとおりであります。

業務を執行した公認会計士の氏名

岡野　英生　（有限責任あずさ監査法人）

山田　昌紀　（有言責任あずさ監査法人）

監査業務に係る補助者の構成

公認会計士　　6名

会計士補その他　4名

5．コンプライアンス委員会

コンプライアンスに関する取り組みを強化するため、全社横断的な組織としてコンプライアンス委員会を設置しております。

委員長を管理担当役員とし、委員を取締役及び部長から選出して、所管業務に関するコンプライアンスを徹底するため、必要に応じ研修の実施、規程・マニュアルの作成等を行っております。

また、委員長は、その概要を定期的に代表取締役社長に報告するとともに、会社全体のコンプライアンスに関する認識強化を図っております。

6．リスク管理委員会

リスク管理に関する取り組みを強化するため、全社横断的な組織としてリスク管理委員会を設置しております。

委員長を管理担当役員とし、委員を取締役及び部長から選出して、所管業務に関するリスク管理を徹底するため、6ヶ月に一回リスクを洗い出し、その評価、対応方針策定を行い、必要に応じ研修の実施、規程・マニュアルの作成等を行っております。

また、委員長は、その概要を定期的に代表取締役社長に報告しております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社においては、事業の内容、規模等を総合的に勘案し、現状のコーポレート・ガバナンス体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	平成29年12月期に開催した株主総会に係る招集通知については、開催日が平成30年3月16日、発送日が平成30年2月26日となっております。
その他	招集通知の発送前に証券取引所及び自社ホームページに招集通知のＰＤＦファイルを掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向け説明会は随時開催しております。また、IRイベントに出展し説明会を開催する事で、安定株主の獲得を目指したIR活動を継続的に行っております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回、本決算及び第2四半期決算時の説明会を開催しております。また、説明会以外にも個別面談方式での業績説明を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	自社ホームページにIR資料を設置する場所を設け、プレスリリース、決算短信等を随時掲載しております。 また、年2回開催している決算説明会で使用した資料及び社長が説明している動画を自社ホームページにて掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	専門部署として経営企画部経営企画課を設置し、担当者が対応しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社の企業理念に経営目的として、「仲間（お客様、株主様、取引先・銀行、従業員等）の永続的物心両面の幸福と社会の繁栄に貢献します。」の実現を掲げております。また、「行動憲章」を制定し、社会にとって有用な企業になるための10原則を明記しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、事業の基盤である食品の安心、安全を確保し、良い商品を提供し、公正な競争を通じて適正な利益を得るという経済的責任を果たすことにとどまらず、広く社会の一員としてその責務を果たし貢献する企業を目指しています。
このことを踏まえ、会社法第362条第４項第６号ならびに会社法施行規則第100条第１項及び第３項の規定に従い、次のとおり「内部統制の基本方針」を定め、業務の有効性と効率性を確保し、関連法規を遵守しております。
併せて、事業に影響を与える可能性のある潜在的な事象を識別することにより、リスクの極小化を図り、企業価値の維持、向上、事業目的の達成に努めております。

１．取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1)当社は、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス委員会の委員長に管理担当役員を任命し、その推進部署をコンプライアンス委員会として、取締役及び使用人が職務を執行するうえで、法令及び定款、企業理念、行動指針に適合して遂行するよう管理する体制を確保し、企業倫理の確立を図る。
(2)当社は、コンプライアンスの充実のため、研修、広報活動を定期的に実施し、当社のＣＳＲ活動に役立たせる。
(3)当社は、コンプライアンス違反事象が適切にコンプライアンス委員会及び取締役会に報告されるよう、報告体制を構築する。
(4)内部監査部門は、内部監査規程に基づき業務ラインから独立した立場から、定期的に内部統制システムの運用状況について監査を行い、違反事象が発生した場合は、その解決のために指導、是正勧告を行う。
(5)当社は、使用人が法令もしくは定款上疑義のある行為等を認知し、それを告発しても、当該使用人に不利益な扱いを行わない旨を公表し、コンプライアンス体制の充実と徹底を図る。

２．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
(1)当社は、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理を、「文書管理規程」に定めるところに従って、当該情報を文書または電磁的媒体に記録し、整理･保存する。
(2)監査役は、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理について、関連諸規程に準拠して実施されているかについて監査し、必要に応じて取締役会に報告する。
(3)「文書管理規程」他関連規程は、必要に応じて適宜見直し改善を図る。

３．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1)当社は、リスク管理委員会を設置し、リスク管理委員会の委員長に管理担当役員を任命し、各部門担当取締役、役職者とともに、各種リスク管理の方針等に関する協議を行い、重要事項については取締役会に報告する。
(2)当社はリスク管理委員会を全社的なリスクを総括的に管理する部門とし、既存の「品質保証管理規程」、「災害対策規程」、「情報セキュリティ管理規程」等の徹底を図るとともに、必要なリスク管理規程を新たに制定する。併せて、関連規程に基づきマニュアルやガイドラインを制定し、危機が発生した場合、事業の継続を確保するための体制を整備する。
(3)監査役及び内部監査室は各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を取締役会に報告する。取締役会は定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

４．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1) 取締役は、中期経営計画及び年度総合予算に基づいて、各部門の計画に対して職務を執行し、その状況を定期的に検証する。
(2) 当社は、「職務分掌規程」及び「職務権限規程」により、取締役の権限及び責任の範囲を適切に定め、併せて取締役会への報告ルールを明確にすることで、取締役が効率的に職務執行する体制を確保する。

５．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
(1)当社は、監査役の職務を補助する使用人を設置しないが、監査役が使用人の設置を求めた場合には、監査役と協議の上、内部監査室員を補助する使用人として速やかに設置する。
(2)前項の使用人に対しては、その補助すべき期間においては所属長の指揮命令を受けないものとし、人事考課等は監査役が行う体制とする。

６．取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1)取締役は、監査役出席の取締役会において「取締役会規程」に基づき、その担当する職務の執行状況を報告し、付議すべき重要な事項について稟議書等で報告する。
(2)取締役及び使用人は、以下に定める事項について発見次第速やかに監査役に対して報告を行う。
ａ．会社の信用を大きく低下させたもの、またはその恐れのあるもの
ｂ．会社の業績に大きく影響を与えたもの、またはその恐れのあるもの
ｃ．法令及び定款ならびに諸規程に違反する行為で重大なもの
(3)監査役は、主要な会議に出席して、取締役及び使用人から決定事項、業務の執行状況について報告を求めることができる。
(4)監査役は、内部監査部門と定期的に打合せを行い、必要に応じて内部監査部門に対して調査を求める等緊密な連携を保ち、効果的な監査業務を遂行する。
(5)取締役及び使用人は、主要な会議の議事録、稟議書、規程等重要な記録･情報を整備保存し、監査役監査の環境を整える。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

社内体制としては、反社会的勢力排除規程、コンプライアンス規程及びリスク管理規程を制定するとともに、反社会的勢力に関する業務を所轄する部署を人事総務部としております。
なお、反社会的勢力に対する直接的、間接的利益供与を防ぐため、愛知県外食産業暴力対策協議会に加盟し、反社会的勢力に関する情報を毎年行われる定時総会や情報交換会へ参加して、情報収集を行っております。
万一問題が発生した場合においても、必要に応じて弁護士や愛知県警察本部･組織犯罪対策課暴力団対策室に相談し、適切な処置をとることとしております。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

現在、当社では、買収防衛策を導入しておらず、また、買収防衛策の導入予定もありません。

2．その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項

未公表の重要事実等の適切な管理、及び内部者取引の未然防止のため、情報管理責任者及び情報管理担当者を設置しております。

(1) 情報管理責任者

重要事実等を統括して管理する者で、取締役または取締役に準ずる役職の者のうちから選定するものとしております。現在は経営企画部長が務めております。

(2) 情報管理担当者

当社の各部室における重要事実等を管理する者で、各部室長がこれに当たるものとしております。

(a) 決定事実に関する情報

重要な決定事実については、通常、月1回開催する定時取締役会において決定するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催することにより、迅速な決定を行っております。決定された重要事実については、情報管理責任者が公表の要否について社長その他必要と認めた者と協議を行い、開示を要するものについては、適時開示規則に従い、迅速、正確に開示を行っております。なお、必要に応じて監査法人及び弁護士による助言を受け、適法な情報の開示に努めております。

(b) 発生事実に関する情報

重要事実、若しくはそれに該当すると思われる事実が発生した場合、発生所轄部門の管理責任者から情報管理責任者に速やかに報告します。その後、情報管理責任者は社長その他必要と認めた者と協議を行い、開示を要するものについては、適時開示規則に従い、迅速、正確に開示を行います。なお、必要に応じて監査役、監査法人、弁護士及び主幹事証券等による助言を受け、正確な会社情報の開示に努めております。

また、店舗での突発的な事象（業務上の事故、賊による被害、設備、機器の故障等）の緊急報告につきましては、原則として店舗の最高責任者である店長からその店舗が属するエリアのマネジャーに第一報を入れ、連絡を受けたマネジャーは事象への対応と所管部門長への連絡を同時に行います。なお、重要な情報については、情報管理責任者へ速やかに報告しております。

さらに、当該事実は当社ホームページにおいても同様に開示しております。

(c) 決算に関する情報

経営企画部経理財務課において取りまとめられた決算（四半期報告を含む。）等の情報については監査法人の監査及び監査役監査等を経て取締役会にて付議、承認を得た後、速やかに開示を行っております。

